

豊中市経済対策給付金支給事務実施本部設置要綱

(設置)

第1条 物価・賃金・生活総合対策として、本市が実施する給付金給付事務の円滑な運営を図るため、豊中市経済対策給付金支給事務実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給付金の給付事務に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務その他給付金の給付に関わる必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、第8条に規定する実施本部の庶務を処理する課（以下「事務局」という。）が属する部局を担当する副市長（副市長事務分担規則（昭和49年豊中市規則第42号）第2条に規定する副市長をいう。以下同じ。）の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、前項に規定する副市長以外の副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。なお、本部長が必要と認めるときは、本部員を追加することができる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、実施本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、事務を所掌し、所属員を指揮監督する。

(会議)

第5条 実施本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長の職を行う。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議を書面その他の方法にて行うことができる。

(作業部会)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、実施本部に付議する事項をあらかじめ調査又は検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、必要に応じ追加することができる。

(実施体制)

第7条 第2条に規定する所掌事務を実施する体制については、本部長が別に定める。

(庶務)

第8条 実施本部の庶務は、福祉部地域共生課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年８月２２日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月７日から実施する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１７日から実施する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月３０日から実施する。

附 則

この要綱は、令和６年１月１２日から実施する。

附 則

１．この要綱は、令和６年４月５日から実施する。

２．改正前の要綱第１条に規定する給付金の給付事務が終了するまで当該給付事務は、
改正後の要綱第３条に規定する組織において実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和６年１２月１９日から実施する。

別表１ 本部員

福祉部長

総務部長

都市経営部長

財務部長

市民協働部長

こども未来部長

会計管理者

別表２ 作業部会

（１） 令和６年度住民税非課税世帯への給付金作業部会

部会長 福祉部次長(地域共生課担当)

副部会長 市民協働部次長(コミュニティ政策課担当)

部会員 福祉部福祉事務所長

福祉部地域共生課長

福祉部長寿安心課長

福祉部長寿社会政策課長

福祉部障害福祉課長

総務部行政総務課長

都市経営部デジタル戦略課長

財務部税務・債権管理長

市民協働部市民課長
市民協働部コミュニティ政策課長
市民協働部くらし支援課長
市民協働部人権政策課長
こども未来部子育て給付課長
こども未来部こども政策課長
会計課長

(2) 定額減税補足給付金作業部会

部会長 市民協働部次長(コミュニティ政策課担当)
副部会長 財務部税務・債権管理長
部会員 福祉部福祉事務所長
総務部行政総務課長
都市経営部デジタル戦略課長
財務部市民税課長
市民協働部市民課長
市民協働部コミュニティ政策課長
市民協働部人権政策課長
会計課長